

市町名	様式	添付図書	部数	調査書提出者及び方法	調査書提出先		
姫路市	市の様式	概要書2面3面 (汚水経路記入)	2	兵庫確認が直接	市役所		
		姫路市Webマップのコピー	2				
		下水処理の書類 (下水処理区域内のみ)	1				
		都市計画法上の意見書+許可証の写し等 (市街化調整区域の場合)	1				
高砂市	市の様式	付近見取図・配置図・平面図・(浄化槽4部)	2	兵庫確認が直接	市役所		
加古川市	市の様式	付近見取図 (白地図)・配置図 (雨水排水経路記入)・平面図・立面図	2	兵庫確認が直接	市役所		
		付近見取図 (白地図)・配置図 (雨水排水経路記入)	1				
明石市	市の様式	付近見取図・配置図 (雨水・汚水排水経路記入)・敷地断面図 (配置図兼用可)	2	代理者が直接もしくは 兵庫確認が直接	市役所		
		用途地域図 (市のHPよりダウンロード)・代理者提出の場合は機構宛名封筒1部					
		<table border="0"> <tr> <td>宅造許可の要否が分かるもの (宅造規制区域の場合) 例) ・造成計画平面図 ・断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能</td> <td> 開発許可の要否が分かるもの (敷地面積500㎡以上の場合) 例) ・公園 ・土地登記簿謄本 ・造成部分の求積図 ・造成計画平面図、断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ・過去に建築物の敷地であったことが確認できるもの (建築計画概要書等) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能 </td> </tr> </table>				宅造許可の要否が分かるもの (宅造規制区域の場合) 例) ・造成計画平面図 ・断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能	開発許可の要否が分かるもの (敷地面積500㎡以上の場合) 例) ・公園 ・土地登記簿謄本 ・造成部分の求積図 ・造成計画平面図、断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ・過去に建築物の敷地であったことが確認できるもの (建築計画概要書等) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能
		宅造許可の要否が分かるもの (宅造規制区域の場合) 例) ・造成計画平面図 ・断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能				開発許可の要否が分かるもの (敷地面積500㎡以上の場合) 例) ・公園 ・土地登記簿謄本 ・造成部分の求積図 ・造成計画平面図、断面図 (切土、盛土高さが分かるもの) ・過去に建築物の敷地であったことが確認できるもの (建築計画概要書等) ※事前相談済の旨を記入の場合は図書省略可能	
図書の記載方法 ・共同住宅、長屋の場合は戸数を記入し、寄宿舎の場合は個室数を記入 (配置図) ・42条2項道路の場合は側溝、縁石、門扉、塀など道路境界の根拠を記入し、 現況幅員、道路中心線、後退後の道路境界線及び幅員を記入し後退方法が分かるようにする (配置図) ・42条2項道路の場合は敷地断面図に道路部分 (対側も含む) を含める							
神戸市	事前届出書	確認申請書第3面・【委任状】・付近見取図・配置図・平面図・(立面図・断面図)	2	代理者が直接もしくは	市役所		
神戸市	開発・宅造関係調査	【委任状】・付近見取図・現況配置図・計画配置図・現況計画縦横断面図・現況写真	2	兵庫確認が直接	市役所		
	建築物の汚水処理に関する確認書	※市HPで下水処理区域であることが確認できない場合、代理者が直接市へ提出する必要がある書類です。位置図添付	2	役取のみ兵庫確認も可能 (委任状必要)			
芦屋市	市の様式	「建設予定地に関する調査書の送付について (FAX送信票)」の提出も必要 ※添付図書は不要	1	代理者が直接	市役所		
西宮市	市の様式	付近見取図・配置図	1	代理者が直接	市役所		
尼崎市	市の様式	付近見取図・配置図 機構宛名封筒1部	2	代理者が直接	市役所		
伊丹市	市の様式	付近見取図 (白地図)・配置図・敷地、道路断面図・立面図・各階平面図 機構宛名封筒1部・代理者宛名封筒1部	2	代理者が直接	市役所		
宝塚市	開発構想届出書	付近見取図・配置図 機構宛名封筒1部・代理者宛名封筒1部	2	代理者が直接	市役所		
川西市	市の様式	付近見取図・配置図・立面図 機構宛名封筒1部・代理者宛名封筒1部	2	代理者が直接	市役所		
三田市	市の様式	付近見取図・配置図・立面図 機構宛名封筒1部・代理者宛名封筒1部	2	代理者が直接	市役所		
阪神北	雅名川町	町の様式	2	代理者が直接 (調査書に機構の印必要)	町役場		
東播磨	播磨町	町の様式	2	兵庫確認が直接・郵送	町役場		
	熊美町	町の様式	2	兵庫確認が郵送	町役場		
	三木市	市の様式	2	兵庫確認が郵送	市役所		
北播磨	小野市	市の様式	2	兵庫確認が郵送	市役所		
	加東市	市の様式	2	兵庫確認が郵送	市役所		
	加西市	様式第1号	1	兵庫確認が郵送	市役所		
	西脇市	様式第1・2号	2	兵庫確認が郵送	市役所		
	多可町	様式第1号	1	兵庫確認が郵送	町役場		
中播磨	福崎町	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送 (代理者提出可)	町役場		
	神河町	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送 (代理者提出・受取り可)	町役場		
	市川町	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送 (代理者提出・受取り可)	町役場		
	相生市	機構様式A号	1	兵庫確認が直接	市役所		
	赤穂市	機構様式A号	1	代理者が直接	市役所		
	上郡町	機構様式A号	1	代理者が直接もしくは 兵庫確認が直接	町役場		
	佐用町	機構様式A号	1	兵庫確認が直接	町役場		
	太子町	機構様式A号	1	兵庫確認が直接	町役場		
	たつの市	たつの市用	1	兵庫確認が直接	市役所		
	宍粟市	宍粟市用	1	兵庫確認が直接	市役所		
	丹波	丹波篠山市	様式第1号	1	兵庫確認が郵送	市役所	
丹波市		機構様式A号	1	兵庫確認が郵送 (代理者提出可)	市役所		
但馬	豊岡市	様式第1号	1	兵庫確認が郵送 (豊岡支店から直接)	市役所		
	香美町	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送	町役場		
	新温泉町	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送 (代理者提出・受取り可)	町役場		
	美父市	様式第1号	1	兵庫確認が郵送	市役所		
	朝来市	機構様式A号	2	兵庫確認が郵送	市役所		
淡路	洲本市	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送	市役所		
	淡路市	機構様式A号	1	兵庫確認が郵送	市役所		
	南あわじ市	機構様式A号	2	兵庫確認が郵送	市役所		